



# 島根県報

平成24年11月30日（金）

号外 第 158 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 4

**告 示**

**島根県告示第661号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	松江鹿島美保関線	松江市東生馬町547番3地先から同町548番1地先まで	前	メートル 16.00～52.50	メートル 47.00	不用物件発生 減幅 事業用地と交換	
			後	16.50～23.50	47.00		
"	"	松江市島根町野波3060番1地先から同3851番1地先まで	前	A	3.50～25.00	722.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	12.50～71.00	500.00	
			後 B	12.50～71.00	500.00		
"	"	松江市島根町野井4番2地先から同134番地先まで	前	A	3.50～30.00	200.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	8.00～29.00	220.00	
			後 B	8.00～29.00	220.00		
"	松江島根線	松江市西津田七丁目1004番地先から同999番1地先まで	前	25.00～36.00	74.00	不用物件発生 市道移管	
			後	25.00	74.00		
"	松江木次線	松江市乃白町332番1地先から同市西忌部町21番5地先まで	前	A	6.30～19.50	773.30	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消
				B	14.00～48.50	700.00	

			後 B	14.00～ 48.50	700.00		市道移管	
"	本庄福富松江線	松江市母衣町81番地先 から同番 1 地先まで	前	39.60～ 48.00	11.50		管理区分の変更	
			後	29.00～ 37.00	11.50		減幅	
"	安来木次線	雲南市大東町上久野 790番 1 地先から同684 番 2 地先まで	前	4.00～ 33.50	558.15		道路改良工事	
			後	9.50～ 37.00	558.15		拡幅	
"	吉田頓原線	雲南市吉田町民谷1002 番 7 地先から同番 8 地 先まで	前	A	3.50～ 4.00	27.00	雲南県土整備 事務所	左記の A 及び B は、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。  ダブルウェイ解消  仮設道撤去
				B	4.00	30.00		
			後 A	3.50～ 4.00	27.00			
"	皆井田江津線	江津市桜江町市山519 番10地先から同町長谷 2079番 2 地先まで	前	A	4.00～ 30.00	5,186.00		左記の A、B 及び C は、関係図面に表示す る敷地の区分をいう。  道路改良工事  不用物件発生  一部市道移管
		江津市桜江町市山518 番地先から同町長谷 2019番 4 地先まで		B	11.00～ 30.00	4,380.50		
		江津市桜江町市山739 番 6 地先から同町八戸 145番 2 地先まで	後	C	6.70～ 44.00	969.80		
"	桜江金城線	江津市桜江町長谷995 番地先から同834番 1 地先まで	前	11.40～ 57.00	563.00	浜田県土整備 事務所	道路改良工事	
			後	11.40～ 77.30	563.00		拡幅	
"	"	江津市桜江町市山998 番 2 地先から同町長谷 2079番 2 地先まで	前	A	4.00～ 20.00	4,022.50		左記の A、B 及び C は、関係図面に表示す る敷地の区分をいう。  道路改良工事  不用物件発生  一部市道移管
		江津市桜江町市山998 番 1 地先から同町長谷 2019番 4 地先まで		B	11.00～ 30.00	5,506.50		
		江津市桜江町市山739 番 6 地先から同町八戸 145番 2 地先まで	後	C	6.70～ 44.00	969.80		

## 島根県告示第662号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市鹿島町名分799番2地先から同660番4地先まで	メートル 483.70	平成24年11月30日	松江県土整備事務所	
〃	安来木次線	雲南市大東町上久野790番1地先から同684番2地先まで	558.15	平成24年12月14日	雲南県土整備事務所	
〃	皆井田江津線	江津市桜江町市山518番地先から同町長谷2019番4地先まで	4,380.50	平成24年11月30日	浜田県土整備事務所	
〃	桜江金城線	江津市桜江町市山998番1地先から同町長谷2019番4地先まで	5,506.50	平成24年11月30日		